

（避難施設の管理）

第61条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下この条、第63条及び第63条の2において同じ。）の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

(1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。

(2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

(3) 避難のために使用する施設に設ける戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

(4) 避難口並びに屋外の階段及び避難通路は、凍結又は積雪により避難の支障とならないように維持すること。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕

【趣旨】

本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難のために使用する施設の床面の適正な維持、避難口に設ける戸について定めたものである。

【解説】

- 1 第1号の「つまづき、すべり等を生じないように」とは、避難のために使用される廊下、階段、通路の床面について避難に支障となる凹凸などがなく、かつ、階段、通路を滑りにくくするため、例えば、ノンスリップタイルなどの滑り止めを設けることをいう。また、破損等が生じた場合には速やかに修理することが必要である。
- 2 第2号の政令別表第1に掲げる防火対象物の避難口に設ける戸については、火災が発生した際、迅速かつ円滑に避難することができるようにするため、外開きを原則としている。この場合、劇場等については、ただし書の適用がないため、必ず外開き戸にしなければならない。
「廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造」とは、戸が180度に開放でき、壁と平行となる構造をいう。「内開き以外の戸」とは、外開き戸のほかには、引違い戸、片引き戸、押上げ戸等が考えられる。
- 3 第3号の「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、自動火災報知設備等と連動して、避難時には自動的に解錠される構造のものをいう。
「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるもの」とは、避難の際にかぎ、IDカード(利用者識別カード)、暗証番号等を用いずに解錠できるものをいう。
「避難のために使用する施設に設ける戸」とは、次の(1)から(9)に掲げる出入口に設ける戸とする。
 - (1) 避難階の屋外に通じる出入口
 - (2) 避難階以外の階で避難階又は直接地上に通じる直通階段の出入口
 - (3) 隣接建物への連絡通路の出入口
 - (4) 地下街の店舗の一の構えにおける地下道(公共通路)に通じる出入口
 - (5) 連続式店舗(店舗及び飲食店等が連続しているもの)に類するものの各店舗の一の構えにおける屋内通路に通じる出入口
 - (6) 避難器具の設置場所に通じる出入口

【第61条（避難施設の管理）】

- (7) 避難のために使用するバルコニー等に通じる出入口
 - (8) 百貨店等の屋上広場に通じる出入口
 - (9) 避難場所として使用できる屋上の出入口(建基令第126条参照)
- 4 第4号は、札幌市が積雪寒冷地であるという気候の特色を踏まえ、避難口並びに屋外の階段及び避難通路は、凍結又は積雪により避難の支障とならないように維持する旨定めたものである。
- 5 避難施設の管理に関しては、建築的な視点から、札幌市建築基準法施行条例に基づく規制も考慮する必要がある。札幌市における避難施設の管理については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の避難施設の取扱いの項を参照すること。